明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○内閣府設置法の一部を改正する法律（三一）　三
○東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（三二）　五
○港湾法の一部を改正する法律（三三）　六

〔政　令〕
○平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一七三）　七
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七四）　一三
○職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（一七五）　一四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七六）　一四
○国民年金法施行令の一部を改正する政令（一七七）　一四
○国家戦略特別区域を定める政令（一七八）　一四

〔省　令〕
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業一五）　一四
○計量法施行規則の一部を改正する省令（同一六）　一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通四九）　一九
○船員法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）　一九

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一一八）　一九
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―一七）　二〇

〔告　示〕
○燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの外部装置との接続試験の方法についての告示を廃止する件（経済産業一〇一）　二〇
○計量法施行規則第三十条第二項第六号の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準を廃止する件（同一〇二）　二〇
○消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件（同一〇三）　二〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通五三三）　二〇

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　二〇
平成二十六年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　三
平成二十六年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、プログラムの著作物に係る登録関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府設置法の一部を改正する法律（法律第三一号）（内閣府本府）

1　内閣府の所掌事務の一部改正

内閣府の所掌事務として、(1)から(4)を規定することとした。（第四条関係）

(1)　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二〇年法律第六三号）第二条第五項に規定するものをいう。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2)　科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第一三〇号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

(3)　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

(4)　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

2

(一)　「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めることとした。（第一八条第一項及び第二六条第一項関係）

(二)　総合科学技術・イノベーション会議の所掌事務として、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議することを規定することとした。（第二六条関係第一項関係）